

令和6年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(9 月 9 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表 | 1 |
| 2 | 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 | 7 |

1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p><u>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</u></p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第161条の2）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第161条の3・第161条の4）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第161条の5）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第161条の6～第161条の9）</u></p> <p>第10章～第18章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第24項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17)（略）</p> <p>第3条（略） （指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、<u>第8章、第9章及び第10章</u>から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、提供する指定障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第5条～第161条（略）</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動そ</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p><u>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</u></p> <p>第10章～第18章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第23項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17)（略）</p> <p>第3条（略） （指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、<u>第4章及び第8章</u>から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、提供する指定障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第5条～第161条（略） （新規）</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>の他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準</u> (従業者の員数)</p> | |
| <p>第161条の3 <u>指定就労選択支援の事業を行う者</u> (新規) (以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。</p> <p>2 <u>前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定就労選択支援の指定を受け、又は指定就労選択支援の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(準用)</p> | |
| <p>第161条の4 <u>第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u> (新規) 第3節 <u>設備に関する基準</u> (準用)</p> | |
| <p>第161条の5 <u>第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u> (新規) 第4節 <u>運営に関する基準</u> (実施主体)</p> | |
| <p>第161条の6 <u>指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。</u> (新規) (評価及び整理の実施)</p> | |
| <p>第161条の7 <u>指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令</u></p> | |

| 改 正 | 現 行 |
|---|------|
| <p><u>第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p>4 <u>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u> <u>（関係機関との連絡調整等の実施）</u></p> | |
| <p><u>第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</u> <u>（準用）</u></p> | (新規) |
| <p><u>第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるの</u></p> | (新規) |

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>は「第161条の9において準用する第91条」と、 <u>第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項及び第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。</u></p> | |
| <p>第162条～第171条 (略) (就労選択支援に関する情報提供)</p> | <p>第162条～第171条 (略)</p> |
| <p>第171条の2 <u>指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> | <p>(新規)</p> |
| <p>第172条～第184条の3 (略) (準用)</p> | <p>第172条～第184条の3 (略) (準用)</p> |
| <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条、<u>第171条及び第171条の2</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは</p> | <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条 _____ の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p>「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> | <p>「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第186条～第189条 (略) (準用)</p> | <p>第186条～第189条 (略) (準用)</p> |
| <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第171条の2、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> | <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条_____、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第191条～第193条 (略) (準用)</p> | <p>第191条～第193条 (略) (準用)</p> |
| <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から</p> | <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第171条の2、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第194条の2～第209条（略）</p> | <p>第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条_____、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第194条の2～第209条（略）</p> |

2 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第11号）
新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）</u> <u>第5章の2 就労選択支援（第60条の2～第60条の8）</u> 第6章～第10章（略） 附則 第1条・第2条（略） （障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、提供する障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3（略） 第4条～第13条（略） （療養介護計画の作成等） 第14条（略） 2～7（略） 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。</p> <p>9・10（略） 第15条～第60条（略） <u>第5章の2 就労選択支援</u> （基本方針） <u>第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力</u></p> | <p>目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）</u> （新規） 第6章～第10章（略） 附則 第1条・第2条（略） （障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、提供する障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3（略） 第4条～第13条（略） （療養介護計画の作成等） 第14条（略） 2～7（略） 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者_____に交付しなければならない。</p> <p>9・10（略） 第15条～第60条（略） （新規）</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|------|
| <p><u>の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> | |
| <p>(規模) <u>第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> | (新規) |
| <p>(職員の配置の基準) <u>第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 管理者 1</u> <u>(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上</u> <u>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに就労選択支援の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。</u> <u>3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u> <u>4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> | (新規) |
| <p>(実施主体) <u>第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。</u></p> | (新規) |
| <p>(評価及び整理の実施) <u>第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うも</u></p> | (新規) |

| 改 正 | 現 行 |
|---|------|
| <p><u>のとする。</u></p> <p>2 <u>障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p>4 <u>就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>（関係機関との連絡調整等の実施）</u></p> | |
| <p>第60条の7 <u>就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> | (新規) |
| <p>第60条の8 <u>第10条から第13条まで、第16条、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第32条（第2項第1号を除く。）、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条、第43条及び第44条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第27条第2項」と、同項第3号</u></p> | (新規) |

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>中「第29条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p> | |
| <p>第61条～第68条 (略) (就労選択支援に関する情報提供)</p> | <p>第61条～第68条 (略)</p> |
| <p>第68条の2 <u>就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> | <p>(新規)</p> |
| <p>第69条～第83条の3 (略) (準用)</p> | <p>第69条～第83条の3 (略) (準用)</p> |
| <p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条、<u>第53条及び第68条の2</u>の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第84条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p> | <p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、<u>第49条及び第53条</u>の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第84条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第85条・第86条 (略) (準用)</p> | <p>第85条・第86条 (略) (準用)</p> |
| <p>第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条、<u>第68条の2</u>、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用す</p> | <p>第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条_____、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用す</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>る第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第87条において準用する第31条第2項」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第88条～第91条 (略)</p> | <p>る第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第87条において準用する第31条第2項」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第88条～第91条 (略)</p> |